集

マイナンバー制度」って何?



とが期待されています。

方へのきめ細かなサービスの実

行政事務の無駄をなくすこ

基本のコト イチカラ知ろう



イナンバーが通知されます。

平成28年1月からの利用開

10月から、市民の皆さんにマ

号をふることで、照合確認が正 の簡素化や、本当に困っている ります。その結果、行政手続き 確でスムーズにできるようにな 物の情報であるかどうか確認す 内に住民票をもっているすべて 12桁の個人番号のことです。 るため、照合に時間がかかって るには、情報管理の方法が異な されます。 の方(外国人を含む。)に通知 たことにより、個人の情報に番 いました。マイナンバーができ たがった個人の情報を、 ない番号が割り当てられます。 住所地や生年月日などと関係の どうして必要なの? マイナンバーとは 今まで、複数の行政機関にま 個人が特定されないように、 国民一人ひとりにつけられる

では準備が進められています。 基本のコトについて紹介します ますので、マイナンバー制度の 市民のすべての皆さんに関わり 始に向けて、国や地方公共団体

マイナンバーの3つのメリット

行政の効率化

さまざまな情報の照合、転記、 入力作業の時間や労力が削減さ れ、情報連携が進めば、業務の 重複などの無駄も省けます。 また、被災者台帳の作成などにも マイナンバーを活用することで、 迅速な行政支援が期待できます。



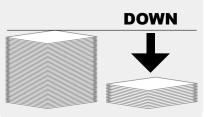
公平・公正な 社会の実現

所得や行政サービスの受給状況 を把握しやすくなるため、給付 金の不正受給を防いだり、本当 に困っている方へ必要な支援が 行えるようになります。



行政手続きの 簡素化

福祉などの各種申請時に必要な 証明書の添付が不要になるなど、 手続きが簡素化され、市民の皆 さんの負担が軽減されます。



平成28年1月



個人番号



10月~ ド送付

玉



